

長久手市災害時受援等計画の概要について

第1章 計画の目的と位置づけ

1 計画策定の趣旨

大規模災害が発生した場合において、受援対象業務や外部機関への迅速な応援要請と応援職員等を的確に受入れ情報共有や各種調整を行うための体制と、災害対策基本法や災害時相互応援協定などにに基づき、被災地への職員の派遣、物資の提供などの応援・支援の実施について明らかにするもの。

2 適用条件及び期間

- ①適用条件
- ・本市が震度 6 弱以上の地震を観測したとき
 - ・市内全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがある、又は発生したとき
 - ・その他、本部長（市長）が応援要請の必要性を認めたとき
- ②受援の期間：外部からの支援・要請が種類・量とも多くなる 1 ヶ月程度までを対象（必要に応じてそれ以降の業務も想定する。）

第2章 受援体制の整備

1 受援担当者の役割

庁内全体の受援担当者（受援総括担当）と各業務の受援担当者（受援担当）



第3章 災害時の応援職員の受入れ

1 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ（9 段階）

- ①被害状況の把握⇒②都道府県との調整⇒③県職員の受入れ⇒④必要人員の把握
⑤応援職員の要請⇒⑥応援職員の受入れ⇒⑦受援業務の開始、状況把握
⑧撤収調整（応援の終了）⇒⑨清算

2 応援職員の受入れ時の配慮

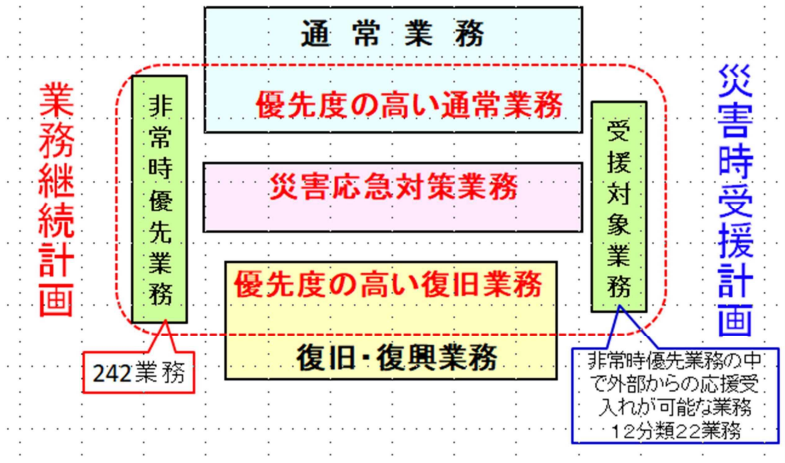
- ①スペースの確保 ②資機材の提供
③執務環境の整備 ④宿泊場所に関するあっせん等

第4章 受援対象業務

長久手市業務継続計画：非常時優先業務 2 4 2 業務

長久手市災害時受援等計画：受援対象業務 1 2 分類 2 2 業務

非常時優先業務と受援対象業務の関係



○ 1 2 分類 2 2 業務

人命、物資物流、生活再建、医療、ライフライン、福祉、環境、避難所、道路インフラ、水インフラ、情報収集・発信、その他

○ 2 2 業務のうち、特に過去の大規模災害の経験から受援が必要とされる 9 業務について

受援シートを作成

- ①災害マネジメント（安心安全課）
②避難所運営（福祉避難所含む。）（安心安全課）
③支援物資に関する業務（安心安全課）
④災害廃棄物の処理（環境課）
⑤住家の被害認定調査、⑥罹災証明書の交付（税務課・収納課）
⑦被災者支援・相談業務（地域共生推進課）
⑧被災宅地・建築物応急危険度判定（都市計画課）
⑨医療救護所運営（健康推進課）

市の公用車で物資の輸送用として使用可能な環境課保有の 2tトラックを2台使用

第5章 応援に係る計画

1 大規模災害時の市による被災地への応援

愛知県から要請：受援総括担当を調整窓口として対応について検討
それ以外の場合：連絡を受けた班等は受援総括担当へ報告、対応を協議

第6章 県が実施する災害応急対策に対する市の対応

5 物資調達に係る計画

- プッシュ型支援への対応：国が発災後 4 日目以降に県の備蓄拠点に資機材を輸送
○市の防災倉庫にある水・食料・資機材：市を東西のエリアに区分し避難所へ輸送
○プル型支援への対応：協定締結事業者への物資の要請及び移送

第7章 受援力強化に向けた取り組み

2 P D C A サイクルによる運用・改善：P D C A サイクルを活用して、訓練を重ねながら改善

5 実災害からの教訓・整理

東日本大震災、能登半島地震等で被災地に派遣された職員から聞き取った意見等についても反映する。